

経

営

情

報

2012.4.27

NO.380

中小企業の会計に関する基本要領

「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）は、中小企業関係者（中小企業団体、金融機関、学識経験者等）が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」において策定され、平成24年2月1日に公表されました。

「中小会計要領」とは、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に参照するための会計処理や注記等を示したもので、中小企業の多様な実態に即してつくられた新しい会計ルールです。

本号では、「中小会計要領」の総論や代表的な会計処理と、「中小会計要領」を活用するメリットおよび当公庫に新設された特別融資制度についてご紹介します。

「中小会計要領」総論

（1）策定の背景・目的

中小企業を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、各企業において経営力の強化が求められています。経営者が必要な財務情報を入手し、それに基づいて自社の経営状況を的確に把握することは、適切な経営判断の前提であり、また、金融機関等の利害関係者に対して、正確に自社の経営状況を説明する際、重要となります。

中小企業向け会計ルールは、従来から「中小企業の会計に関する指針（中小指針）」がありましたが、これは主に、大企業向けの企業会計基準をベースに策定しているため、時価主義の導入や、国際会計基準の改正の影響を受けるなど、多くの中小企業にとって、高度かつ複雑で利用しにくいものとなっていました。

これに対し、今回公表された「中小会計要領」は、“中小企業でも簡単に利用できる会計ルールをつくらう”というコンセプトのもと、①経理体制が十分ではない、②会計情報開示の相手先が限定されている、③法人税法を意識した会計処理が行われている場合が多い、等の中小企業の実態を考慮して、新たにつくられたものです（図表1）。

図表1 「中小会計要領」と「中小指針」の違い

	中小会計要領	中小指針
検討主体	中小企業団体、金融機関、学識経験者等の中小企業関係者	公認会計士協会、税理士会連合会、企業会計基準委員会等
検討アプローチの方法	中小企業の実態を反映させた、ボトムアップ型のアプローチ	大企業向けの企業会計基準を簡素化していく、トップダウン型のアプローチ
内容	中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載	中小会計要領よりも詳細に記載（例：税効果会計、組織再編会計等を含む）
分量	基本的な14項目（26ページ）	18項目（60ページ）
国際会計基準との関係	影響を受けない	国際会計基準の動向により随時改訂が予想される

(2) 利用が想定される会社

「中小会計要領」は、大多数の中小企業が利用することを想定しています（図表2）。株式会社だけでなく、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、同様に利用できます。

なお、より高度な「中小指針」、「企業会計基準」を適用してもかまいません。

図表2 「中小会計要領」の位置づけ

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約 3,600社	国際会計基準 の任意適用 日本基準	日本基準
金商法開示企業 (①) (上場会社以外)	約 1,000社		
会社法大会社 (②) (上場会社及び①以外) (資本金5億円、又は負債総額200億円以上)	約 10,000社 から上場会社、①に含まれるものの数を除く	作成義務 なし	中小指針 中小会計要領
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約 260万社 から上場会社、①、②に含まれるものの数を除く		

(出典) 非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成

(3) 基本方針

「中小会計要領」は、以下の4つの考えを基本方針としています。

今まで、多くの中小企業が行ってきた会計処理の方法を尊重し、原則として踏襲し、実務に配慮したものになっているのが特徴です。

また、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の改正の影響を受けないものとしています。

- 1 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- 2 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- 3 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図ったうえで、会社計算規則に準拠した会計
- 4 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

(4) 利用上の留意事項

「中小会計要領」の利用にあたっては、以下の6つの考え方についても留意する必要があります。

- ① 企業会計は、真実な報告を提供するものでなければならない（真実性の法則）
- ② 資本取引と損益取引は、明瞭に区別しなければならない（資本取引と損益取引の区分の原則）
- ③ 利害関係者に対し、必要な会計事実を明瞭に表示しなければならない（明瞭性の原則）
- ④ 企業の財政に不利な場合は、これに備えた適切な処理をしなければならない（保守主義の原則）
- ⑤ 目的ごとに異なる形式の書類を作成する場合は、事実をゆがめてはならない（単一性の原則）
- ⑥ 重要性の乏しいものについては、簡便な方法で処理することも認められる（重要性の原則）

「中小会計要領」では、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目に絞って、簡潔な会計処理等を示しています。

ここでは、「中小会計要領」が示している代表的な項目を抜粋して紹介します。

(1) 貸倒引当金

- ① 債務者の資産状況、支払能力等からみて回収不能のおそれのある債権については、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上します。
- ② 計算方法として、法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定する方法も使用できます。

(2) 有価証券

- ① 有価証券は、原則として、取得原価で計上します。
- ② 売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上します。
- ③ 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等によります。
- ④ 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上します。

(3) 棚卸資産

- ① 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上します。
- ② 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法によります。
- ③ 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等のほか、中小企業で多く利用されている最終仕入原価法も利用できます。
- ④ 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上します。

(4) 引当金

将来の特定の費用又は損失であること、発生が当期以前の事象に起因すること、発生の可能性が高いこと、金額を合理的に見積ることができることに該当するものを引当金として、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載します。

具体的には、賞与引当金、退職給付引当金等があります。

(5) 注記

- ① 会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記します。
- ② 「中小会計要領」に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載します。

詳しくは、下記4機関のホームページに掲載されていますので、適宜ご参照ください。

- 中 小 企 業 庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 金 融 庁 <http://www.fsa.go.jp/>
- 日 本 商 工 会 議 所 <http://www.jcci.or.jp/>
- 企業会計基準委員会 <http://www.asb.or.jp/>

「中小会計要領」を活用するメリット

1. 決算書の信頼性が向上します

「中小会計要領」に準拠した会計処理を行うことで、自社の経営状況や財務内容を、より正確に把握することができます。

中小企業庁でも、経営革新計画等の認定にあたり、「中小会計要領」に従った計算書類の提出を勧めており、補助金採択にあたって同計算書類の提出があった場合には、一定の評価を行います。

2. 的確な経営改善等が可能です

自社の財務内容を、時系列や、同業他社の状況と比較・分析することで、会社の課題や問題点がわかり、投資判断や経営改善等、将来の事業計画に活用することができます。

3. スムーズな資金調達等につながります

自社の財務内容について、金融機関など外部の利害関係者への報告・説明が正確なものとなり、金融機関や取引先等との信頼関係の構築につながります。

また、当公庫では、「中小会計要領」の適用・活用企業に対する金利優遇制度を新設しました。

日本公庫中小企業事業「中小企業会計活用強化資金」のご案内

日本公庫中小企業事業では、「中小会計要領」を活用する中小企業の方々に対する特別融資制度「中小企業会計活用強化資金」を、平成24年4月6日に新設しました。

ご利用いただけるかた	融資限度額	融資利率 ^{※1※2}	融資期間 (うち据置期間)
次の全ての要件を満たすかた (1) 「中小会計要領」又は「中小指針」を完全に適用している又は完全に適用予定であるかた (2) 財務改善のための経営計画書を作成するかた	7億2千万円 (うち運転資金 2億5千万円)	特別利率 ^①	設備資金 15年 (2年) 運転資金 7年 (2年)

※1 信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

※2 5年経過ごとに金利見直し制度を選択できます。

(営業推進部 吉上 隆訓)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/c/>